

平成19年2月1日

規則第6号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の必要により、これにより難い職員の当該勤務時間の始め及び終わりの時刻については、任命権者が別に定めることができる。

2 任命権者は、職員の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、次の各号に掲げるいずれかの勤務時間の間で割り振ることができる。

- (1) 午前7時30分から午後4時15分まで
- (2) 午前8時00分から午後4時45分まで
- (3) 午前9時00分から午後5時45分まで
- (4) 午前9時30分から午後6時15分まで
- (5) 午前10時00分から午後6時45分まで

(特別の形態により勤務する必要のある職員の週休日等の基準)

第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

(週休日の振替等)

第4条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務期間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条に規定する勤務日等をいう。第14条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、4時間の勤務期間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日に始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

第5条 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第6条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項ただし書の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合には適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第7条 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第7条第1項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう

に考慮しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第7条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数 (アにあっては、時間)

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、広域連合長が定める期間において広域連合長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は

月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。広域連合長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として広域連合長が定める場合も、同様とする。

- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条 条例第8条第1項の規則で定めるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）を養育する事が困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

- 2 職員は、条例第8条第1項に基づき深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限を請求するときは、深夜勤務の制限を請求する1の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」と言う。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行うものとする。
- 3 前項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の正常な運営を妨げるか否かについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 4 任命権者は、第2項の請求にかかる事由について確認する必要があると認めるとき

は、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条 条例第8条第1項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして前条第1項に定める者に該当することとなった場合
- (5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後、深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限機関の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第10条 前2条（第8条第1項及び第9条第1項第4号から第6号までを除く。）の規定は、条例第8条第4項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求を

した職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第11条 条例第8条第2項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でない者

2 職員は、条例第8条第2項に基づき条例第7条第1項に規定する勤務(災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。)の制限を請求するときは、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」と言う。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。

3 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求した職員に対し通知しなければならない。

4 任命権者は、第2項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

5 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

6 任命権者は、第2項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求した職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条 条例第8条第2項の規定による請求がされた後、時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなか

ったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして前条第1項に定める者に該当することとなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第8条第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求については、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第6項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第13条 前2条(第11条第1項及び前条第1項第4号を除く。)の規定は、条例第8条第3項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項第2号中「子が小学校就学の始期に達した」とあるのは「必要介護者が介護を要しない状態になった」と読み替えるものとする。

(時間外勤務代休時間の指定)

第13条の2 条例第8条の2第1項の規則の定める期間は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例(平成19年条例第16号。以下「給与条例」という。)第16条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の

日までの期間とする。

- 2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする給与条例第16条に規定する時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における同条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

（1） 給与条例第16条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数。

（2） 給与条例第16条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数。

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

- 4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

- 6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

- 7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、連合長が定める。

(代休日の指定)

第14条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（以下「代休日」という。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（同項に規定する勤務日等をいい、休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続きに関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(年次有給休暇)

第15条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、20日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に条例第2条第3項の規定に基づき定められた定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途に置いて新たに職員となった定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり定年前再任用短時間勤務職員としての採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

4 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員になるもの（次号に掲げる職員を除く。）

その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し別に定める日数。以下この条例において「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（条例第

12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の当該地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合には、基本日数）

5 条例第12条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

(2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(3) 前2号に掲げる法人のほか、広域連合長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

6 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって、引き続き当該年に地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等になり、引き続き再び職員となったものとする。

7 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

8 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

（年次有給休暇の繰越し）

第 16 条 条例第 12 条第 2 項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の 20 日を超えない範囲内の残日数とする。

(年次有給休暇の単位)

第 17 条 年次有給休暇の単位は、1 日又は 15 分（取得時間が 1 時間未満の場合は 1 時間）とする。

2 15 分（取得時間が 1 時間未満の場合は 1 時間）を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、7 時間 45 分をもって 1 日とする。

(特別休暇)

第 18 条 条例第 15 条の規則で定める場合及びその期間は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 別表第 2 第 6 の 2 項、第 13 項から第 15 項まで及び第 22 項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 1 日を単位とする特定休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

(介護休暇)

第 19 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居している者とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第 3 において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

第 19 条の 2 条例第 16 条第 1 項の規則で定める期間は、2 週間以上の期間とする。

2 条例第 16 条第 1 項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を、任命権者に対し申し出なければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（以下「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

- 4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第22条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第19条の3 介護休暇の単位は、1日又は15分（取得時間が1時間未満の場合は1時間）とする。

- 2 15分を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第19条の4 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間

を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(病気休暇等の承認)

第 20 条 条例第 17 条の規則で定める特別休暇は、別表第 2 第 10 項及び第 11 項に掲げる場合の休暇とする。

第 21 条 任命権者は、病気休暇、療養休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。

第 24 条第 1 項及び第 25 条において同じ。）の請求について、条例第 13 条若しくは条例第 14 条に定める場合又は別表第 2 の各項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、ほかの時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りではない。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第 22 条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第 16 条第 1 項又は第 17 条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りではない。

(年次有給休暇の請求)

第 23 条 年次有給休暇を使用しようとする職員は、その時季をあらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、任命権者の定めるところによる。

(病気休暇等の請求)

第 24 条 病気休暇又は療養休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ医師の診断書を添えて、任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の場合において、引き続き 6 日を超えない病気休暇については、医師の診断書の添付を省略することができる。

3 任命権者は、前 2 項の請求に際し、意見を付することができる。

(特別休暇の請求等)

第 25 条 特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求で

きなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 別表第2第10項に掲げる場合に該当することとなった職員で、同項の特別休暇を使用しようとするものは、その旨を任命権者に申し出るものとする。

3 別表第2第11項に掲げる場合に該当することとなった職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第26条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ1週間前の日までに任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、1週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第27条 第24条第1項、第25条第1項又は前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(正規の勤務時間等についての別段の定め)

第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第3条から第5条まで及び第14条の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第29条 広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(その他)

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 26 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものは、年次有給休暇の使用を 4 時間の使用とみなして得られる時間を年次有給休暇の残日数時間とする。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日規則第 4 号）

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 21 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 17 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する

附 則（平成 28 年 12 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 31 年 8 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の第 7 条の 2 第 1 項第 2 号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5 箇月の期間」とあるのは、「5 箇月の期間（平成 31 年 4 月以後の期間に限る。）」とする。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 21 日規則第 7 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日規則第 2 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日規則第8号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年8月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第18条関係）

項	事 由	期間
1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
2	職員が証人、裁判員、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提	必要と認められる期間

	供に伴い必要な検査、入院等を行うとき	
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療養施設、特別老人ホームその他の主として身体若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかったものに対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって広域連合長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
5	女性職員が生理日の就業が著しく困難である場合	連続2日の範囲内の必要と認められる期間
6	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合	広域連合長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
6の2	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
7	妊産婦である女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法	妊娠週に応じ別表第3の休暇回数欄に掲げる

	第 13 条に規定する健康診査を受ける場合	回数
8	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終りにつき、1 日を通じて1 時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
9	妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	一の年において、1 4 日の範囲内でその都度必要と認める期間
10	女性職員が 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）以内に出産する予定である場合	出産の日までの請求した期間
11	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
12	生後満 3 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要があると認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回（1 回は 3 0 分、4 5 分、6 0 分又は 9 0 分のいずれか）合計 9 0 分。ただし、1 日の勤務時間が 4 時間以下の日については 1 日 1 回 4 5 分、1 日の勤務時間が 4 時間を超え 6 時間以下の日については 1 日 2 回各々 3 0 分とする。
13	職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	広域連合長が定める期間内における 2 日（再任用短時間勤務職員にあっては、1 6 時間）の範

		囲内の期間
14	職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間）の範囲内の期間
15	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、次のいずれかに該当し、勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断の受診等の世話又は学校等（その子が在籍する幼稚園、保育所、小学校等その他これらに類するものをいう。以下この号において同じ。）が感染症の予防のために臨時に休業となったこと若しくは感染症の予防のために学校等への出席を停止させられたことに伴い、その子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 イ 子の教育又は保育に係る行事のうち入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典へ参加する場合 ウ 子の監護（その子を常態として養育している配偶者が負傷し、又は疾病にかかり、その子の監護が困難である場合に限る。）を行う場合	一の年において5日、その養育する子が二人以上の場合にあつては10日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間）の範囲内でその都度必要と認める期間
16	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる	親族に応じ別表第4の日数欄に掲げる連続する日数（葬祭のため遠隔

	場合	の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
17	職員が父母、配偶者又は子の追悼のため特別な行事（父母等の死亡後、広域連合長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務をしないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
18	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間）内において、5日の範囲内の期間
19	地震、水害、火災、その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場	7日の範囲内の期間

	合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	
20	地震、水害、火災、その他の災害又は交通機関の事故等により出勤する事が著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
21	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
22	条例第 16 条に規定する要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日、要介護者が二人以上の場合にあっては、10 日の範囲でその都度必要と認める期間
23	その他特に広域連合長が認めるとき。	当該事項について広域連合長が承認した期間

備考

第 12 項の男性職員に対する適用にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親（以下この項において「養子縁組里親」という。）として委託することができない者に限る。）若しくは養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回合計 90 分から当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間とする。

別表第3（別表第2第7項関係）

妊娠週	休暇回数
妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回
妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回
出産後 1 年まで	その間に 1 回

備考

- 1 休暇は、その都度必要と認める時間とする。
- 2 医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についても、その指示された回数とする。

別表第4（別表第2第16項関係）

親 族		日 数
配偶者		10 日
血 族	父母	7 日
	子	10 日
	祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
	孫	1 日
	兄弟姉妹	3 日
	おじ・おば	1 日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
姻 族	父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
	子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）

	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
	おじ・おばの配偶者	1 日